

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和 51 年 3 月 31 日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第 3 条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第 1 号） ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の配置図 ・ 発電所の基本系統図 ・ 専門用語等の解説 ・ 周辺環境放射線調査結果 	①お知らせ（様式第 2 号） ②四国電力㈱からの報告

(公表方法)

第 4 条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

(公表時期)

第 5 条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第 6 条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

- 附 則 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 16 年 9 月 9 日から施行する。

附 則	この要領は、平成22年10月1日から施行する。
附 則	この要領は、平成23年6月16日から施行する。
附 則	この要領は、平成24年9月19日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年7月7日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年10月30日から施行する。
附 則	この要領は、平成30年5月23日から施行する。
附 則	この要領は、令和元年6月18日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公 表 時 期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の報告対象	県の公表区分	号機別	管理区域	異常の 種類
1	30.4.3	30.4.3	原子炉補助建屋内での火災	無	A	3	内	その他
2	30.4.23	30.5.10	作業員の負傷	無	C	2	外	負傷等
3	30.5.9	30.5.9	充てんライン圧力計元弁からの漏えい	無	A ^{注1}	3	内	設備故障
4	30.7.12	30.8.10	補助ボイラ建屋消火設備の異常信号の発信	無	C	3	外	設備故障
5	30.7.26	30.8.10	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
6	30.8.20	30.9.10	作業員の体調不良	無	C	3	外	負傷等
7	30.8.27	30.9.10	緊急時対策支援システムへのデータ伝送の停止	無	C	2	外	設備故障
8	30.10.7	30.10.7	作業員の救急搬送	無	A	3	外	負傷等
9	30.11.12	30.12.10	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
10	31.1.3	31.2.12	地震の観測	無	C	3	—	地震観測
11	31.1.7	31.2.12	スチームコンバータの加熱蒸気2次圧力制御弁の異常	無	C	3	外	設備故障
12	31.1.8	31.2.12	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
13	31.1.18	31.1.18	クレーン付きトラックの転倒	有 ^{注2}	A	—	外	その他
14	31.1.18	31.1.18	従業員の救急搬送	無	A	3	外	負傷等
15	31.2.4	31.2.4	洗濯設備内乾燥機の配管からの水漏れ	無	B	3	内	設備故障
16	31.2.5	31.2.6	焼却炉建家における消火設備の動作	無	B	—	内	その他
17	31.2.26	31.2.26	出入管理室における発煙	無	B	3	内	設備故障
18	31.2.28	31.3.11	放水ピット水モニタの指示上昇	無	C	3	外	自然変動
19	31.2.28	31.3.11	従業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
20	31.3.5	31.4.10	補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止	無	C	1	外	その他
21	31.3.11	31.4.10	地震の観測	無	C	123	—	地震観測
22	31.3.19	31.4.10	作業員の体調不良	無	C	—	外	負傷等
平成30年度合計								
				A: 5	B: 3	C: 14	計: 22	

注1: 国の報告対象事象に該当するかどうかの判断に時間を要したため、A区分として公表。注2: 労働安全衛生法に基づき報告。

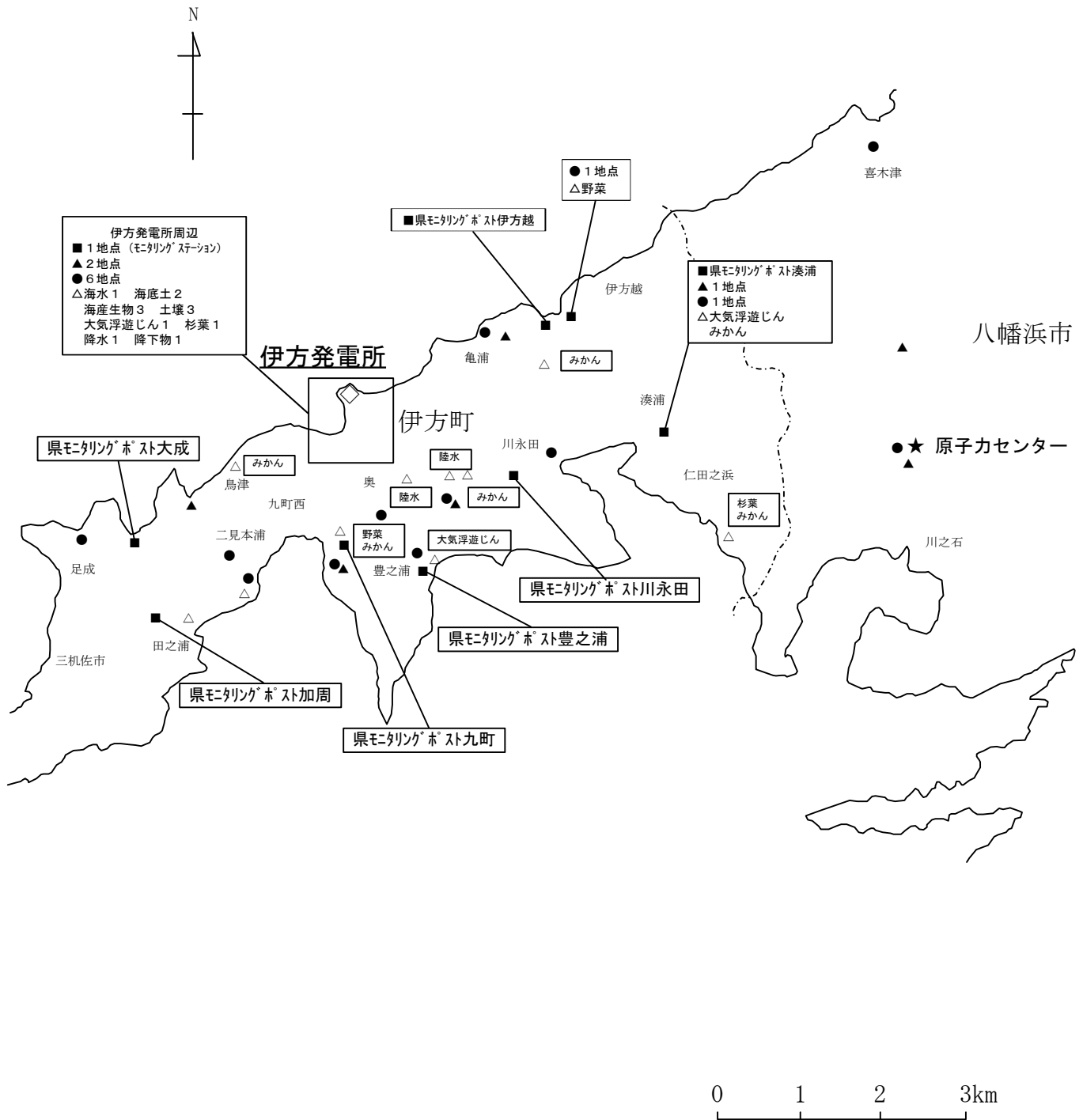
資料9-3 平成30年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（愛媛県実施分）

調査項目	地点数	地名	調査頻度等	調査件数				備考	頻度	測定方法	備考
				ガンマ線放出核種	トリチウム(H-3)	ストロンチウム(Sr-90)	ヨウ素(I-131)				
空間放射線	1	九町	一 連続						NaI(Tl)シフレーション検出器 電離箱検出器 Ge半導体検出器	連続	
	19	伊方町(1)、内子町(1)、宇和島市(1) 伊方町(2)、大洲市(3)、西予市(3) 伊方町(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	一 連続						NaI(Tl)シフレーション検出器 加圧型電離箱検出器 Ge半導体検出器	連続	
	10	龜浦、豊浦、丸町(2)、川水田、松山市(1)	4 4.7, 10.1						NaI(Tl)シフレーション検出器 加圧型電離箱検出器 Ge半導体検出器	—	
	7	龜浦、二見、八幡浜市(2)、松山市(1)	4 5.8, 11.2						モニタリングカー NaI(Tl)シフレーション検出器	—	
	11	龜浦、丸町、川水田、二見、八幡浜市(2)、大洲市(1)	2 7~9.1~3						可搬型モニタリングポスト NaI(Tl)シフレーション検出器	—	
	58	伊方町(7)、八幡浜市(11)、大洲市(21) 西予市(45)、伊予市(1)、宇和島市(3)	— 連続						(参考用) 通信機能付き電子線量計 シンリコン半導体検出器	—	
	5	伊方町~八幡浜市(1) 八幡浜市~西予市(1)、宇和島市(1) 八幡浜市~大洲市~伊予市(1) 八幡浜市~大洲市~内子町(1)	2 6.12						モニタリングカー NaI(Tl)シフレーション検出器	—	
	45	伊方町(20)、八幡浜市(6)、大洲市(7) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(2)、松山市(1)	2 9.3						一般車両による走行サニセイ NaI(Tl)シフレーション検出器	—	
	1	九町	4 四半期毎						蛍光ガラス線量計 熱電素子線量計 電子式線量計等	四半期毎	
	13	伊方町(2)、八幡浜市(2)、大洲市(3)、西予市(3) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	— 連続						モニタリングステーション	原則として連続	
20	伊方町(9)、八幡浜市(2)、大洲市(3)、西予市(3) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	— 連続						モニタリングポスト モニタリングステーション モニタリングポスト	—		
1	九町	— 連続						全アルファ放射能(ZnS(Ag)シフレーション検出器) 全ベータ放射能(ワラダシフレーション検出器)	1~3か月毎	核種分析	
5	九町、豊浦、豊之浦、二見、松山市(1)	4 4.7, 10.1	20	—	—	—	—	20			
2	九町、川水田	4 4.7, 10.1	8	8	2	2	2	2			
3	九町(3)	4 4.7, 10.1	12	—	—	—	—	—	3		
10	九町(2)、龜浦、川水田、二見、大洲、八幡浜市(3)、宇和島市(1)	1 11, 12	10	—	—	—	—	—	3		
3	九町、伊方町、豊浦	2 12, 1	6	—	—	—	—	—	6		
1	大洲市(1)	1 12	1	—	—	—	—	—	1		
1	大洲市(1)	1 10	1	—	—	—	—	—	—		
1	西予市(1)	1 7	1	—	—	—	—	—	—		
1	西予市(1)	1 6	1	—	—	—	—	—	1		
1	大洲市(1)	1 11	1	—	—	—	—	—	—		
2	九町、大浜	4 5.8, 11.2	8	—	—	—	—	—	4		
2	九町、大洲市(1)	12 毎月	24	4	4	4	4	4	2		
1	平野透地層沖	4 5.7, 9.11	4	4	4	4	4	4	—		
2	平野透地層北東、平野沖入江	4 5.7, 9.11	8	—	—	—	—	—	8		
1	九町、豊浦	4 4.7, 10.2	4	—	—	—	—	—	—		
1	大洲市(1)	1 12	1	—	—	—	—	—	—		
1	宇和島市(1)	1 7	1	—	—	—	—	—	—		
1	九町、豊浦	4 4.7, 10.2	4	—	—	—	—	—	—		
1	大洲市(1)	1 12	1	—	—	—	—	—	—		
1	九町、豊浦	4 4.7, 10.2	6	—	—	—	—	—	—		
1	九町、豊浦	4 4.7, 10.2	6	—	—	—	—	—	—		

(注1) 空間放射線(線量率)の定点定期測定については、伊方地域の放射線レベルを把握するために、空間放射線等の情報を目的で各種の測定機器を用い測定する計画となっている。
(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(旧原子力安全委員会 平成20年3月改訂)を用いた。

資料9-4 環境放射線測定地点及び試料採取地点図(狭域)

項目	愛媛県
モニタリングステーション及びポスト	■
シンチレーション式線量計等	▲
モニタリングポイント(積算線量)	●
環境試料	△



資料9-5 環境放射線測定地点及び試料採取地点図(広域)

モニタリングステーション及びポスト	■
シンチレーション式線量率計等	▲
モニタリングポイント(積算線量)	●
環境試料	△
通信機能付き電子線量計	○

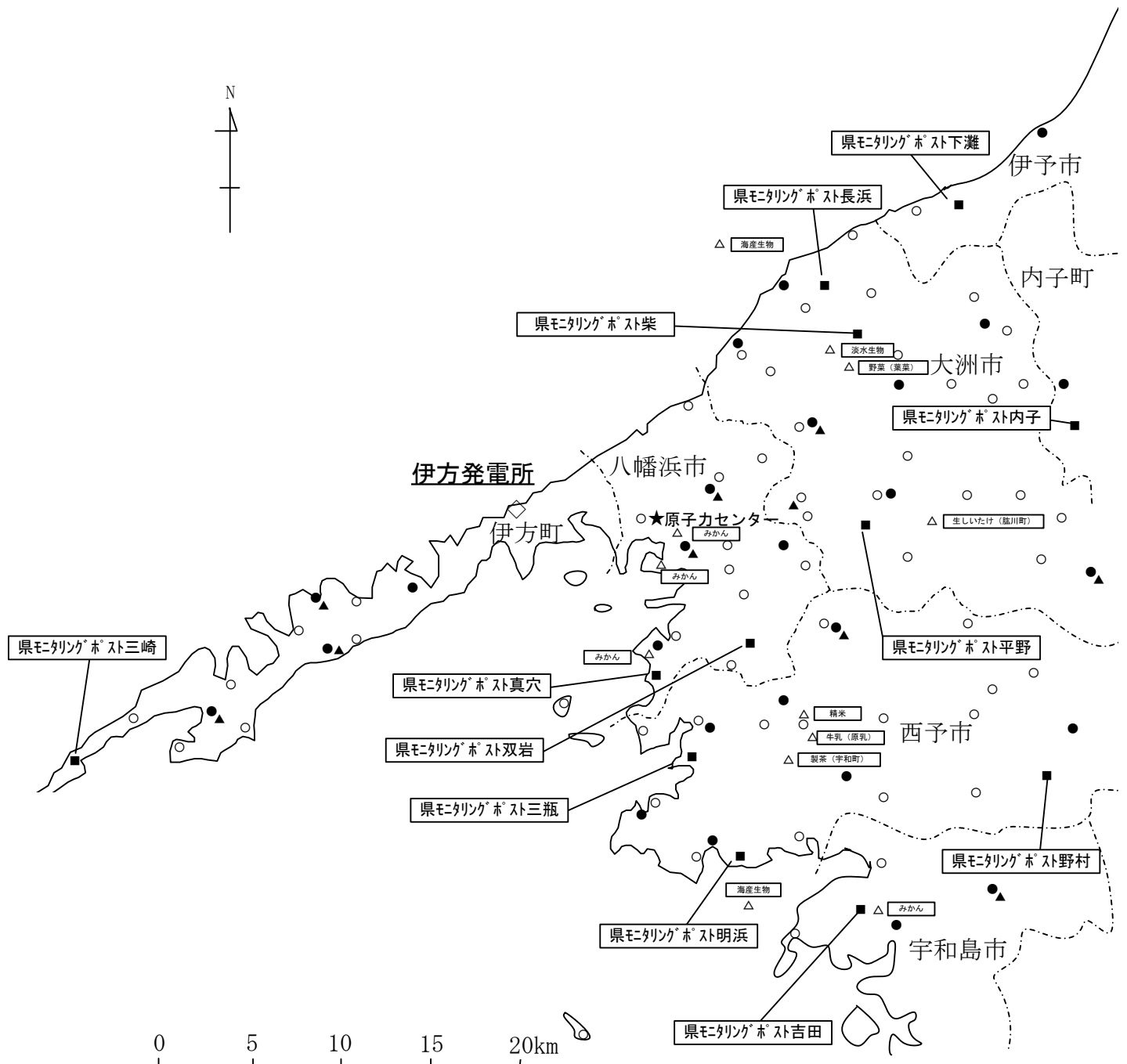


図5 調査地点図(空間放射線、広域)